

市民サービスグループだより

平成25年6月

■ 市民交通傷害保険に加入されていますか？

市では、市民の皆様が万一交通事故に遭遇した場合の保障制度として、「市民交通傷害保険」を取り扱っており、平成25年度については、5月末現在で約1,400の方がご加入されております。行楽シーズンを迎え、車・バイクでのお出掛けや自転車に乗る機会が増えてきますので、まだ加入されていない方はお守り代わりに加入されることをおすすめします！

年齢制限はなく、どなたでも簡単に申し込みができますので、是非ご加入下さい。

★★★保険金は、次のような事故のときに支払われます。★★★

・車にはねられてケガ ・バイク、自転車で転倒してケガ ・搭乗している車両の事故によるケガ など

※ 車両にかかるケガが対象のため、歩行中の転倒によるケガは対象になりません。

◆ 保険掛金 1口 400円(一人2口まで加入できます)

※上記保険掛金は、6月の掛金となり、加入月で40円ずつ下がります。)

◆ 保険期間 加入時から平成26年3月31日まで

◆ 保障内容(1口につき) ・死亡保険金 100万円 ・通院保険金 5千円～12万円

◆ 申込場所 登別市役所 本庁 1階 2番窓口(市民サービスグループ)、各支所、若草分室

◆ お問合せ先 登別市市民サービスグループ 85-2139

■ 室蘭警察署 安全安心NEWS

～室蘭市内で 悪質押し買い業者逮捕！～

6月1日、室蘭市内で、必要な内容を記載していない契約書を渡し、指輪などの貴金属を押し買いする、訪問買い取り業者を逮捕しました。

このような悪質な業者が、室蘭・登別両市内に入ってきているので注意してください。

- ◆ 突然の訪問者には、身分や訪問理由を確認してから対応する。
 - ◆ その場で決めない。(契約内容は必ず書面で確認)
 - ◆ しつこい勧誘には、毅然とした態度でキッパリと断る。
- ～不審な訪問業者については、すぐに110番通報を～



室蘭警察署 0143-46-0110

■ 気をつけて！

歯みがき中の事故！

☆☆☆全国ではつぎような事例があります☆☆☆

事例1

兄に追いかけて歯ブラシをくわえたまま走っていたところ、ソファにぶつかって歯ブラシがのどに刺さった。嘔吐し、鼻と口から出血した。

(当事者:1歳男児)

事例2

室内で歩きながら歯みがきをしていたところ、畳の部屋で転倒し、のどに傷を負った。

(当事者:2歳男児)

事例3

洗面所で50センチほどの高さの椅子の上に立って歯みがきをしていたところ、転倒した。歯ブラシのヘッド部分が口腔内に刺さっていた。

(当事者:1歳男児)



ひとことアドバイス

- 乳幼児が歯みがき中に、歯ブラシをくわえたまま転倒するなどしてけがをしたという報告が寄せられています。
- 歯ブラシには鋭利な部分がないので、危険性はあまり認識されていません。しかし、口に入れたまま、転倒や衝突などで瞬時に強い力が加わると、のどに深く刺さるなど極めて危険です。
- 歯みがき中は、常に大人がそばにいて、歯ブラシを口に加えたまま他のことをしないよう注意を払いましょう。
- 乳幼児は体のバランスが悪く転倒しやすいため、「歯ブラシを口に入れたまま歩かせない」「椅子など不安定な場所で歯みがきをさせない」といったことも重要です。

消費生活センター TEL: 85-3491
(登別市中央町6丁目11番地 登別市役所2番窓口)
登別消費者協会 TEL: 85-8307
火曜日～金曜日 10時00分～16時00分
(登別市千歳町3丁目1番地 労働福祉センター内)